

令和元年第7回組合議会（臨時会）が11月28日に開催されました。

議案3件が提出され、原案のとおり承認・可決されました。

番号	件名【議決等の結果】
議案第25号	専決処分の承認を求めることについて【原案承認】
	中央クリーンセンターにおいて、当組合職員がクレーンの巻き下げ操作を行ったところ、クレーンのワイヤーが相手方車両に接触し損傷させたもので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年11月5日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認されました。
議案第26号	大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例【原案可決】
	国家公務員の給与に関する法律等の改正に伴い、情勢適応、均衡の原則の観点から、組合の現状及び関係市町の状況等に鑑み、人事院勧告を基本として関係条例の改正を行うものです。
議案第27号	令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）【原案可決】
	主に議案第26号の給与に関する条例の改正に伴う職員人件費などについて補正計上するもので、歳入歳出それぞれ1,546万5千円を減額し、予算総額を82億1,942万9千円とするものです。